

○経済産業省令第五十三号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年六月十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第一条 中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(公害防止に要する費用)

第八条 法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の

改正前

(公害防止に要する費用)

第八条 法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の

促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、

中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百

号）第五条の三第一項に規定する中小小売商業

関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実

施による観光及び特定地域商工業の振興に関す

る法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等

関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域

の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九

年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地

域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化

に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五

十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性

促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、

中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百

号）第五条の三第一項に規定する中小小売商業

関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実

施による観光及び特定地域商工業の振興に関す

る法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等

関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域

の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九

年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地

域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化

に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五

十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性

化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二條第一項に規定する経営革新関連保証、同条第四項に規定する経営力向上関連保証、同法第五十四條第一項に規定する先端設備等導入関連保証、同法第六十條第一項に規定する事業継続力強化関連保証及び同法第六十一條第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合

化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二條第一項に規定する経営革新関連保証、同条第四項に規定する経営力向上関連保証、同法第五十四條第一項に規定する事業継続力強化関連保証及び同法第五十五條第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十

化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十三条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号

五号）第十三条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東

）第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、

日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第十

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十五条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十五条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の十三第一

一〇四 「略」

(エネルギー対策保険の対象費用)

第九条 法第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものは、別表第二に掲げる施設の設置の費用(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関

項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る借入に係るものを除く。)とする。

一〇四 「略」

(エネルギー対策保険の対象費用)

第九条 法第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものは、別表第二に掲げる施設の設置の費用(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関

係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第

係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第

三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二條第一項に規定する経営革新関連保証、同條第四項に規定する経営力向上関連保証、同法第五十四條第一項に規定する先端設備等導入関連保証、同法第六十條第一項に規定する事業継続力強化関連保証及び同法第六十一條第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連

三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二條第一項に規定する経営革新関連保証、同條第四項に規定する経営力向上関連保証、同法第五十四條第一項に規定する事業継続力強化関連保証及び同法第五十五條第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八條第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

保証、中小企業における経営の承継の円滑化に
関する法律第十三条第一項に規定する経営承継
関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備
関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借
換関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携
による事業活動の促進に関する法律第八条第一
項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店
街の活性化のための地域住民の需要に応じた事
業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定
する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災
に対処するための特別の財政援助及び助成に関
する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本
大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十

第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、
同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及
び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証
、中小企業者と農林漁業者との連携による事業
活動の促進に関する法律第八条第一項に規定す
る農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化
のための地域住民の需要に応じた事業活動の促
進に関する法律第八条第一項に規定する商店街
活性化事業関連保証、東日本大震災に対処する
ための特別の財政援助及び助成に関する法律第
二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興
緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第二項
に規定する特定下請連携事業関連保証、産業競

一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十五条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六

争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十五条第一項に規

十三号)第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る借入れに係るものを除く。)とする。

(海外直接投資の事業に要する資金)

第十条 法第三条の七第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる資金(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚^{じん}災害に対処するた

定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る借入れに係るものを除く。)とする。

(海外直接投資の事業に要する資金)

第十条 法第三条の七第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる資金(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚^{じん}災害に対処するた

めの特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五

めの特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五

十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継準備関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地

十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継準備関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商

域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業
関連保証、東日本大震災に対処するための特別
の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条
第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、
下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する
特定下請連携事業関連保証、産業競争力強化法
第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関
連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事
業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条
の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業
関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十
七条第一項に規定する情報処理システム運用・

店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処
するための特別の財政援助及び助成に関する法
律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災
復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第
二項に規定する特定下請連携事業関連保証、産
業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事
業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一
項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域
再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街
活性化促進事業関連保証、生産性向上特別措置
法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連
保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的
データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第

管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十五条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一〇五 「略」

一項に規定する先端設備等導入関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十五条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一〇五 「略」

(新たな事業の開拓に要する費用)

第十一条 法第三条の八第一項に規定する新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、中小企業者による当該中小企業者の信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日(以下「申込日」という。)において、その商品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓又は需要の開拓に要する次の各号に掲げる費用(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法

(新たな事業の開拓に要する費用)

第十一条 法第三条の八第一項に規定する新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、中小企業者による当該中小企業者の信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日(以下「申込日」という。)において、その商品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓又は需要の開拓に要する次の各号に掲げる費用(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法

第十五条に規定する危機関連保証、激甚^{じん}災害
に対処するための特別の財政援助等に関する法
律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中
小企業における労働力の確保及び良好な雇用の
機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関
する法律第十条第一項に規定する労働力確保関
連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項
に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸
能等を活用した行事の実施による観光及び特定
地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に
規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽
引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
に関する法律第十九条第一項に規定する地域経

第十五条に規定する危機関連保証、激甚^{じん}災害
に対処するための特別の財政援助等に関する法
律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中
小企業における労働力の確保及び良好な雇用の
機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関
する法律第十条第一項に規定する労働力確保関
連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項
に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸
能等を活用した行事の実施による観光及び特定
地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に
規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽
引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
に関する法律第十九条第一項に規定する地域経

濟牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応

濟牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関

じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法

連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規

律第二十五条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証に係る借入りに係るものを除く。)とする。

一〇四 「略」

定する情報処理システム運用・管理関連保証並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十五条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証に係る借入りに係るものを除く。)とする。

一〇四 「略」

備考 表中の「」は注記である。

(中小企業等経営強化法施行規則の一部改正)

第二条 中小企業等経営強化法施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>「削る」</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 この省令において「子会社」とは、中小企業者及び組合等が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を</p>

所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員の総数の二分の一以上を当該中小企業者及び組合等の役員若しくは職員が占める関係を持っている他の事業者をいう。

一 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該中小企業者及び組合等が所有していること。

二 当該中小企業者及び組合等の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の

第二条～第四条

〔略〕

〔削る〕

百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。

第二条～第四条

〔略〕

（外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係）

第五条 法第二条第十項の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一 外国の法令に準拠して設立された法人その

他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。以下この条において「外国法人等」という。）の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を中小企業者又は組合等が所有する関係

二 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員その他これに相当する者（以下この条において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を中小企業者又は組合等の役員又は職員が占める関係

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額

の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該中小企業者又は組合等が所有していること。

ロ 当該中小企業者又は組合等の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回つていないこと。

三 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（中小企業者又は組合等が前二号に規定する関係を有する場合

における当該各号の外国法人等をいう。以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等及び当該中小企業者又は組合等が所有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者又は組合等の役員等又は職員が占める関係

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者又は組合等が所有していること。

(事業再編投資の要件)

第五条 法第二条第十三項の経済産業省令で定め

る要件は、次のとおりとする。

一・二 [略]

ロ 子会社等又は子会社等及び当該中小企業

者又は組合等の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

(事業再編投資の要件)

第六条 法第二条第十四項の経済産業省令で定め

る要件は、次のとおりとする。

一・二 [略]

(事業再編投資)

第六条 法第二条第十三項の経済産業省令で定め
る事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組
合員が当該投資事業有限責任組合によりその株
式を保有されている会社に対して経営資源を高
度に利用する方法に係る指導を行う事業（当該
会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ
、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を
述べることを含むものに限る。）を営むことを
約する投資事業有限責任組合契約に基づくもの
とする。

(先端設備等の要件)

(事業再編投資)

第七条 法第二条第十四項の経済産業省令で定め
る事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組
合員が当該投資事業有限責任組合によりその株
式を保有されている会社に対して経営資源を高
度に利用する方法に係る指導を行う事業（当該
会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ
、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を
述べることを含むものに限る。）を営むことを
約する投資事業有限責任組合契約に基づくもの
とする。

第七条 法第二条第十四項の迅速に導入すること

が中小企業者の生産性の向上に不可欠なものと
して経済産業省令で定める設備等は、直接商品
の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供す
るものであつて、次の表に掲げる指定設備に該
当するものとする。

減価償却資産 の種類	指定設備
細目 対象となるものの用途又は	
機械及び装置	全ての指定設備

〔新設〕

建物	ソフトウェア	建物附属設備	工具	器具及び備品
全ての指定設備	全ての指定設備	全ての指定設備	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	全ての指定設備

構築物

全ての指定設備

2|| 前項の設備等（建物を除く。以下この項において同じ。）のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、次の各号に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）である場合及び第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限る。）にも該当するものとする。

一 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

二 当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上し

ているものであること。

指定設備	減価償却 資産の種 類	機械及び 装置
対象とな るもの 用途又は 細目	全ての指 定設備	
販売が開始された時期 に係る要件		当該設備の属する型式 区分に係る販売開始日 が、事業者が当該設備 を導入した日の十年前

	器具及び 備品
	全ての指 定設備
<p>の日の属する年度（そ の年の一月一日から十 二月三十一日までの期 間をいう。以下この表 において同じ。）開始 の日以後の日であるこ と。</p>	<p>当該設備の属する型式 区分に係る販売開始日 が、事業者が当該設備 を導入した日の六年前 の日の属する年度開始</p>

建物 附属	工具	
全 て の 指	測 定 工 具 及 び 検 査 工 具 (電 気 又 は 電 子 を 利 用 す る も の を 含 む 。	
当 該 設 備 の 属 す る 型 式	該 設 備 が 、 事 業 者 が 当 該 設 備 を 導 入 し た 日 の 五 年 前 の 日 の 属 す る 年 度 開 始 の 日 以 後 の 日 で あ る こ と 。	の 日 以 後 の 日 で あ る こ と 。

設備	ソフトウェア
定設備	全ての指 定設備
<p>区分に係る販売開始日 が、事業者が当該設備 を導入した日の十四年 前の日の属する年度開 始の日以後の日である こと。</p>	<p>当該設備の属する型式 区分に係る販売開始日 が、事業者が当該設備 を導入した日の五年前 の日の属する年度開始 の日以後の日であるこ</p>

	構 築 物	
	全 て の 指 定 設 備	
		と。 当該設備の属する型式 区分に係る販売開始日 が、事業者が当該設備 を導入した日の十四年 前の日の属する年度開 始の日以後の日である こと。

3

第一項の建物のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当するものとする。

一 当該設備等が、その建設の後事業の用に供されたことのないものであること。

二 当該設備等が、前項に規定する中小企業者の生産性向上に特に不可欠な設備等（当該設備等の取得価額の合計額が三百万円以上である場合に限る。）を稼働させるために取得又は建設されたものであること。

第八条～第十三条 「略」

（外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係）

第十四条 法第十四条第一項の経済産業省令で定

第八条～第十三条 「略」

「新設」

める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

- 一 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。以下この条及び第三十二条において「外国法人等」という。）の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条及び第三十二条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を中小企業者及び組合等が所有する関係
 - 二 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員その他これに相当する者（以下この条
-

及び第三十二条において「役員等」という。

）の総数の二分の一以上を中小企業者及び組合等の役員又は職員が占める関係

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該中小企業者及び組合等が所有していること。

ロ 当該中小企業者及び組合等の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

三 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（中小企業者及び組合等が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人等をいう。以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等並びに当該中小企業者及び組合等が所有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等並びに当該中小企業者及び組合等の役員等又は職員が占める関係

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額

の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等並びに当該中小企業者及び組合等が所有していること。

ロ 子会社等又は子会社等並びに当該中小企業者及び組合等の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

2 この条において「子会社」とは、中小企業者及び組合等が発行済株式の総数、出資口数の総

数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員の総数の二分の一以上を当該中小企業者及び組合等の役員若しくは職員が占める関係を持っている他の事業者をいう。

一 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該中小企業者及び組合等が所有していること。

二 当該中小企業者及び組合等の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は

出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。

第十五条・第十六条 「略」

(経営力向上設備等の要件)

第十七条 法第十七条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする

第十四条・第十五条 「略」

(経営力向上設備等の要件)

第十六条 法第十七条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする

る。

一・二 [略]

三 [略]

イ [略]

ロ 現に実施している事業に関するデータ（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報をいう。次項第三号ロにおいて同じ。）の集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源（法

第二条第十項に規定する経営資源をいう。

る。

一・二 [略]

三 [略]

イ [略]

ロ 現に実施している事業に関するデータ（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報をいう。次項第三号ロにおいて同じ。）の集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源（法

第二条第十一項に規定する経営資源をい

以下この号及び次項第三号において同じ。

（等）の最適化を行うことができるようにすること。

ハ 「略」

2 前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の

う。以下この号及び次項第三号において同じ。（等）の最適化を行うことができるようにすること。

ハ 「略」

2 前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の

対象となる設備が販売されていない場合にあ
つては、イに掲げる要件に限る。）にも該当
するもの

イ・ロ 「略」

指定設備 減価償却 資産の種 類	「略」
対象とな るもの の用途又 は細目	「略」
販売が開始された時期 に係る要件	

対象となる設備が販売されていない場合にあ
つては、イに掲げる要件に限る。）にも該当
するもの

イ・ロ 「略」

指定設備 減価償却 資産の種 類	「略」
対象とな るもの の用途又 は細目	「略」
販売が開始された時期 に係る要件	

器具及び	備品	全ての指	定設備（	医療機器	にあつて	は、医療	保健業を	行う事業	者が取得	又は製作	をするも	のを除	く。）
------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----

器具及び	備品	全ての指	定設備（	医療機器	にあつて	は、医療	保険業を	行う事業	者が取得	又は製作	をするも	のを除	く。）
------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

二・三 [略]

第十八条・第十九条 [略]

(事業再編投資計画の認定)

第二十条 経済産業大臣は、法第二十条第一項の

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

二・三 [略]

第十七条・第十八条 [略]

(事業再編投資計画の認定)

第十九条 経済産業大臣は、法第二十条第一項の

規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十条第一項の規定に基づき同法第二条第十三項に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」

2
「略」

規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十条第一項の規定に基づき同法第二条第十四項に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」

2
「略」

第二十一条 「略」

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならぬ。

一 「略」

二 第十九条第二項に掲げる書類

3・4 「略」

第二十二条・第二十三条 「略」

(導入促進基本計画の協議)

第二十四条 法第四十九条第一項の規定により導

入促進基本計画の同意を得ようとする市町村の

第二十条 「略」

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならぬ。

一 「略」

二 第十八条第二項に掲げる書類

3・4 「略」

第二十一条・第二十二条 「略」

〔新設〕

長は、様式第二十による協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

(導入促進基本計画の変更の協議)

第二十五条 法第五十条第一項の規定により導入促進基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十一による変更協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

(先端設備等導入計画の認定の申請)

第二十六条 法第五十二条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書一通

〔新設〕

〔新設〕

を特定市町村の長（以下この条及び次条において単に「特定市町村の長」という。）に提出しなければならない。

2|| 前項の申請書（第四項において「申請書」という。）には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

3|| 第一項の中小企業者が第七条第二項に規定する先端設備等を取得する場合には、あらかじめ、様式第二十三による誓約書及び同項に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、これを特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理

由があると認めるときは、この限りでない。

4|| 第一項の中小企業者が第七条第三項に規定する先端設備等を取得する場合には、あらかじめ、様式第二十四による誓約書及び同項に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、これを特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

5|| 特定市町村の長は、申請書、第二項から前項までの書類並びに第三項及び第四項の誓約書のほか、基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請）

第二十七条 法第五十三条第一項の規定により先端設備等導入計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十五による申請書一通を特定市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書（次項において「申請書」という。）には、当該先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 申請書には、先端設備等導入計画の実施によ

〔新設〕

り当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

4|| 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であつて、その変更後の先端設備等が第七条第二項に規定するものであるときは、あらかじめ、様式第二十六による誓約書及び同項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

5|| 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であつて、その変更後の先端設備等が第七条第三項に規定するものである

るときは、あらかじめ、様式第二十七による誓約書及び同項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(事業継続力強化計画の認定の申請)

第二十八条 法第五十六条第一項の規定により事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 「略」

(事業継続力強化計画の認定の申請)

第二十三条 法第五十条第一項の規定により事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 「略」

(事業継続力強化設備等の要件)

第二十九条 法第五十六条第二項第二号ロの事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定める設備等は、次の表に掲げる設備等のうち、認定事業継続力強化計画における同項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現又は認定連携事業継続力強化計画における法第五十八条第二項第一号に掲げる目標の達成及び同項第三号に掲げる内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものとする。

「表略」

(事業継続力強化設備等の要件)

第二十四条 法第五十条第二項第二号ロの事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定める設備等は、次の表に掲げる設備等のうち、認定事業継続力強化計画における同項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現又は認定連携事業継続力強化計画における法第五十二条第二項第一号に掲げる目標の達成及び同項第三号に掲げる内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものとする。

「表略」

（事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請）

第三十条 法第五十七条第一項の規定により事業

継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 「略」

二 第二十八条第二項の規定により添付した書類に変更があつた場合には、その変更後の書類

類

3 「略」

（事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請）

第二十五条 法第五十一条第一項の規定により事

業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 「略」

二 第二十三条第二項の規定により添付した書類に変更があつた場合には、その変更後の書類

類

3 「略」

(連携事業継続力強化計画の認定の申請)

第三十一条 法第五十八条第一項の規定により連携事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第三十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3 「略」

4 法第五十八条第一項の代表者は、一名とする。

(外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係)

第三十二条 法第五十八条第二項第二号の経済産

(連携事業継続力強化計画の認定の申請)

第二十六条 法第五十二条第一項の規定により連携事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3 「略」

4 法第五十二条第一項の代表者は、一名とする。

「新設」

業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を中心企業が所有する関係

二 次のイ又はロに該当し、かつ、役員等の総数の二分の一以上を中小企業者の役員又は職員が占める関係

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該中小企業者が所有していること。

ロ 当該中小企業者の所有する当該外国法人

等の株式等の数又は額が百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

三 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（中小企業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人等をいう。以下この項において「子会社等」という。）又は子会社等及び当該中小企業者が所有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等

又は子会社等及び当該中小企業者の役員等又は職員が占める関係

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者が所有していること。

ロ 子会社等又は子会社等及び当該中小企業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は

額をも下回っていないこと。

2|| この条において「子会社」とは、中小企業者が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、従業員の総数の二分の一以上を当該中小企業者の役員若しくは職員が占める関係を持っている他の事業者をいう。

一|| 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該中小企業者が所有してい

ること。

二 当該中小企業者の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。

(連携事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請)

第三十三条 法第五十九条第一項の規定により連

(連携事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請)

第二十七条 法第五十三条第一項の規定により連

携事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第三十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3 「略」

(経済産業大臣への通知)

第三十四条 法第七十二条第二項の規定により都道府県知事が法第十四条第一項又は法第十五条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。

携事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3 「略」

(経済産業大臣への通知)

第二十八条 法第六十六条第二項の規定により都道府県知事が法第十四条第一項又は法第十五条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。

様式第28

[略]

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

[略]

様式第29

[略]

年 月 日付けで認定を受けた事業継続力強化計画について下記のとおり変更したいので、
中小企業等経営強化法第57条第1項の規定に基づ

様式第20

[略]

中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

[略]

様式第21

[略]

年 月 日付けで認定を受けた事業継続力強化計画について下記のとおり変更したいので、
中小企業等経営強化法第51条第1項の規定に基づ

き認定を申請します。

[略]

様式第30

[略]

中小企業等経営強化法第58条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

[略]

様式第31

[略]

年 月 日付けで認定を受けた連携事業継

き認定を申請します。

[略]

様式第22

[略]

中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

[略]

様式第23

[略]

年 月 日付けで認定を受けた連携事業継

続力強化計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第59条第1項の規定に基づき認定を申請します。

[略]

続力強化計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第53条第1項の規定に基づき認定を申請します。

[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第十九の次に次の八様式を加える。

(経済産業省組織規則の一部改正)

第三条 経済産業省組織規則(平成十三年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(大学連携推進室及び企画官)</p> <p>第二十三条 技術振興・大学連携推進課に、大学連携推進室及び企画官一人を置く。</p> <p>2 大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 [略]</p>	<p>(大学連携推進室及び企画官)</p> <p>第二十三条 技術振興・大学連携推進課に、大学連携推進室及び企画官一人を置く。</p> <p>2 大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 [略]</p>

三 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関する事務のうち同法第二十八号に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。

3・4 「略」

（調査室及び経営安定対策室）

第三百四十八条 「略」

2・3 「略」

4 経営安定対策室は、中小企業の経営の安定に関する事務（経営支援部及び財務課の所掌に属するものを除く。）及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関するこ

三 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関する事務のうち同法第二十八号に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。

3・4 「略」

（調査室及び経営安定対策室）

第三百四十八条 「略」

2・3 「略」

4 経営安定対策室は、中小企業の経営の安定に関する事務（経営支援部及び財務課の所掌に属するものを除く。）及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関するこ

と（同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画に関することに限る。）をつかさどる。

5
〔略〕

と（同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画に関することに限る。）をつかさどる。

5
〔略〕

備考 表中の「」は注記である。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の二 機構の行う業務に係る通則法第二十条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七 「略」</p> <p>八 機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十条、第三十八条、第四十条、第四十六条及び第六十四条に規定する業務に関する</p>
<p>改正前</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の二 機構の行う業務に係る通則法第二十条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七 「略」</p> <p>八 機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十条、第三十八条、第四十条、第四十六条及び第五十八条に規定する業務に関する</p>

る事項

九〇二十六 [略]

る事項

九〇二十六 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部改正)

第五条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令(平成二十四年経済産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(産業復興相談センターの要件)

第一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項に規定する認定支援機関に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であつて、被災県においてその事業の再生を図ろうとするも

(産業復興相談センターの要件)

第一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項に規定する認定支援機関に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十七項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であつて、被災県においてその事業の再生を図ろうとするも

の（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。

の（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。

備考 表中の「」は注記である。

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第六条 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(新事業開拓事業者)

第二条 法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 既に事業を開始している者であつて、次のイからニのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。）

イ・ロ 「略」

ハ 法第二条第二十一項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社

ニ 「略」

(新事業開拓事業者)

第二条 法第二条第五項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 既に事業を開始している者であつて、次のイからニのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。）

イ・ロ 「略」

ハ 法第二条第二十項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社

ニ 「略」

(特定新事業開拓投資事業の要件)

第三条 法第二条第七項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一～三 「略」

(特定新事業開拓投資事業)

第四条 法第二条第七項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員(当該無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該法人の役員又は使用人)が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営又は技術の指導を行う

(特定新事業開拓投資事業の要件)

第三条 法第二条第六項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一～三 「略」

(特定新事業開拓投資事業)

第四条 法第二条第六項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員(当該無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該法人の役員又は使用人)が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営又は技術の指導を行う

事業（当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。）を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（特別事業再編における経済産業省令で定めるところにより算出される額）

第四条の二 法第二条第十三項第一号の事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額は、法第二十五条第一項の認定の

事業（当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。）を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（特別事業再編における経済産業省令で定めるところにより算出される額）

第四条の二 法第二条第十二項第一号の事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額は、法第二十五条第一項の認定の

申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画における法第二条第十三項第一号イからハまでに掲げる措置の実施の予定日（以下、この号において「実施予定日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度末（当該申請の日において、当該実施予定日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない事業者にあつては、当該事業年度の前事業年度末とすることができ、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証

申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画における法第二条第十二項第一号イ又はロに掲げる措置の実施の予定日（以下、この号において「実施予定日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度末（当該申請の日において、当該実施予定日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない事業者にあつては、当該事業年度の前事業年度末とすることができ、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報

券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない事業者にあつては、当該事業者の選択により、当該実施予定日の属する四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間をいう。）の直前の四半期会計期間末（当該申請の日において、当該四半期会計期間に係る四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七に規定する四半期報告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない事業者にあつては、当該四半期会計期間の前四半期会計期間末とすることができる。）とすることができる。）の貸借対照表（当該申請の日において設立の日の属する事業年

告書を内閣総理大臣に提出しなければならない事業者にあつては、当該事業者の選択により、当該実施予定日の属する四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間をいう。）の直前の四半期会計期間末（当該申請の日において、当該四半期会計期間に係る四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七に規定する四半期報告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない事業者にあつては、当該四半期会計期間の前四半期会計期間末とすることができる。）とすることができる。）の貸借対照表（当該申請の日において設立の日の属する事業年度の

度の確定申告書を提出すべき期限が到来しておらず当該貸借対照表を用いることができない事業者にあつては、成立時の貸借対照表)に計上されている現金及び預金の帳簿価額から売上債権の帳簿価額(売上債権のうち回収不能の売上債権がある場合にはその帳簿価額を控除した額)及び棚卸資産の帳簿価額(不良在庫がある場合にはその帳簿価額を控除した額)を減算し、仕入債務の帳簿価額を加算した額とする。

2 法第二十五条第一項の認定の申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画に法第二条第十二項第一号イから(事業又は資産の譲渡を除く。)まで、又は同

確定申告書を提出すべき期限が到来しておらず当該貸借対照表を用いることができない事業者にあつては、成立時の貸借対照表)に計上されている現金及び預金の帳簿価額から売上債権の帳簿価額(売上債権のうち回収不能の売上債権がある場合にはその帳簿価額を控除した額)及び棚卸資産の帳簿価額(不良在庫がある場合にはその帳簿価額を控除した額)を減算し、仕入債務の帳簿価額を加算した額とする。

2 法第二十五条第一項の認定の申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画に法第二条第十一項第一号イから(事業又は資産の譲渡を除く。)まで、又は同

号千若しくは又はに掲げる措置が含まれるときは、前項の規定により算出した額から次の各号に掲げる額の合計額を減算することができる。

一・二 「略」

(特別事業再編における経済産業省令で定める指標)

第四条の三 法第二条第十三項第二号ハの経済産業省令で定める指標は、売上高又は総資産とする。

(生産性向上設備等の定義)

第五条 法第二条第十四項の事業の生産性の向上

号ト若しくはリに掲げる措置が含まれるときは、前項の規定により算出した額から次の各号に掲げる額の合計額を減算することができる。

一・二 「略」

(特別事業再編における経済産業省令で定める指標)

第四条の三 法第二条第十二項第二号ハの経済産業省令で定める指標は、売上高又は総資産とする。

(生産性向上設備等の定義)

第五条 法第二条第十三項の事業の生産性の向上

に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

(認定特定創業支援等事業により支援を受けたこと
の証明)

第七条 法第二条第二十五項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を

に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

(認定特定創業支援等事業により支援を受けたこと
の証明)

第七条 法第二条第二十四項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を

受けた市町村の長の証明を受けなければならない
い。

2
〔略〕

（特定創業支援等事業）

第八条 法第二条第二十七項の特に創業の促進に
寄与する事業として経済産業省令で定めるもの
は、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得
できるように支援する事業であつて、当該創業
者に対して継続的に行われるものとする。

一～四 〔略〕

（経済産業省令で定める金額）

受けた市町村の長の証明を受けなければならない
い。

2
〔略〕

（特定創業支援等事業）

第八条 法第二条第二十六項の特に創業の促進に
寄与する事業として経済産業省令で定めるもの
は、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得
できるように支援する事業であつて、当該創業
者に対して継続的に行われるものとする。

一～四 〔略〕

（経済産業省令で定める金額）

第九条 法第二条第二十九項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

(特定新事業開拓投資事業計画の認定)

第十一条 経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、

第九条 法第二条第二十八項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

(特定新事業開拓投資事業計画の認定)

第十一条 経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、

当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第16条第1項の規定に基づき同法第2条第7項に規定する特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合として認定する。」

2・3 [略]

(創業関連保証に係る資金の要件)

第六十二条 法第百十五条第一項の経済産業省令で定める資金のうち経済産業省令で定めるもの

当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第16条第1項の規定に基づき同法第2条第6項に規定する特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合として認定する。」

2・3 [略]

(創業関連保証に係る資金の要件)

第六十二条 法第百十五条第一項の経済産業省令で定める資金のうち経済産業省令で定めるもの

は、創業者の法第二条第二十四項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

は、創業者の法第二条第十九項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第十中「~~回併第2条第15号~~」を「~~回併第2条第16号~~」に改める。

(経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則の廃止)

第七条 経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年経済産業省令第三十三号）は、廃止する。

(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 改正後の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第三条の規定は、産業競争力強化法第二条第七項に規定する投資事業有限責任組合がこの省令の施行の日以後に受ける同法第十六条第一項の認定に係る同法第十七条第二項に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に記載</p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 改正後の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第三条の規定は、産業競争力強化法第二条第六項に規定する投資事業有限責任組合がこの省令の施行の日以後に受ける同法第十六条第一項の認定に係る同法第十七条第二項に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に記載</p>

された同法第二条第七項に規定する特定新事業
開拓投資事業について適用し、同項に規定する
投資事業有限責任組合が同日前に受けた同法第
十六条第一項の認定に係る同法第十七条第二項
に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に
記載された同法第二条第七項に規定する特定新
事業開拓投資事業については、なお従前の例に
よる。

された同法第二条第六項に規定する特定新事業
開拓投資事業について適用し、同項に規定する
投資事業有限責任組合が同日前に受けた同法第
十六条第一項の認定に係る同法第十七条第二項
に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に
記載された同法第二条第六項に規定する特定新
事業開拓投資事業については、なお従前の例に
よる。

(独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)

第九条 独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（令和二年
経済産業省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(業務方法書の記載事項)

第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項に規定する主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一〇十二 [略]

[削る]

改正前

(業務方法書の記載事項)

第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項に規定する主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一〇十二 [略]

十三 法第五十一条第一項第十四号に規定する生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二

十三〽十七

附則

1〽 この省令は、中小企業の事業承継の促進のため
の中小企業における経営の承継の円滑化に関
する法律等の一部を改正する法律の施行の日（
令和二年十月一日）から施行する。

（業務方法書の記載事項に関する経過措置）

2〽 機構に係る通則法第二十八条第二項に規定す

十五号）第二十八条第一項から第四項までに
規定する業務に関する事項

十四〽十八

附則

この省令は、中小企業の事業承継の促進のため
の中小企業における経営の承継の円滑化に関する
法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二
年十月一日）から施行する。

〔新設〕

る主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の四各号に掲げるもののほか、法附則第四条の二に掲げる業務を行う場合にあつては、当該業務に関する事項とする。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式により使用されている書類は、第二条の規定による改正後の様式によるものとみなす。